

II 軽微事案処理簿

1. 港湾区域の変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
6月16日	和歌山県 静岡県	日高港港湾区域の変更 清水港港湾区域の変更

2. 第二種鉄道事業の免許

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
6月25日	日本貨物鉄道株式会社	区 間：千葉貨物ターミナル—南流山

3. 第二種鉄道事業の一部休止許可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔休止される路線及び区間〕
6月25日	日本貨物鉄道株式会社	路 線：常磐線 区 間：隅田川—南千住

4. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
5月21日	東陽バス株式会社	対キロ区間制
		現 行 変更後の運賃
		基準賃率 28円40銭 → 30円40銭
		最低運賃 130円 → 140円

5. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔月 日〕	〔申請者〕	〔設定された料金〕
4月28日	エアーニッポン株式会社	1. 区 間 東 京 ～ 大館能代 2. 旅客運賃 (税込) 大人 (最高額) 21,683円 3. 貨物運賃 (略)
5月19日	全日本空輸株式会社	1. 区 間 東 京 ～ 米 子 2. 旅客運賃 (税込) 大人 (最高額) 24,346円 3. 貨物運賃 (略)
	全日本空輸株式会社	1. 区 間 東 京 ～ 佐 賀 2. 貨物運賃 一般貨物運賃 (消費税抜き) 1 kg当たりの基本運賃最高額 437円 その他記載事項 省略
	エアーニッポン株式会社	1. 区 間 名 古 屋 ～ 佐 賀 2. 旅客運賃 (税込) 大人 (最高額) 25,158円 3. 貨物運賃 (略)

6月23日

株式会社日本エアシステム

1. 区 間 大 阪 ～ 佐 賀

2. 旅客運賃 (税込)

大人 (最高額) 21,947円

(最低額) 16,461円

3. 貨物運賃 (略)

エアーニッポン株式会社

1. 区 間 大 阪 ～ 大館能代

2. 旅客運賃 (税込)

大人 (最高額) 25,641円

3. 貨物運賃 (略)

エアーニッポン株式会社

1. 区 間 大 阪 ～ 佐 賀

2. 旅客運賃 (税込)

大人 (最高額) 21,947円

(最低額) 16,461円

3. 貨物運賃 (略)

Ⅲ 運輸審議会件名表登載事案

運輸審議会一般規則 (昭和27年運輸省令第8号) 第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

1. 鉄道の旅客運賃変更認可

[諮問月日]	[事案番号]	[申請者]	[事案の内容]
4月2日	平10第4002号	大阪府都市開発株式会社	<p>1. 普通旅客運賃</p> <p>現行の2キロメートルまで140円、2キロメートルを超え14キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算、14キロメートルを超え15キロメートルまでの部分10円加算の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃、ただし、光明池・和泉中央間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、20円の加算額を最高額とする運賃を、2キロメートルまで170円、2キロメートルを超え15キロメートルまでの部分2キロメートルまでを増すごとに20円加算の対キロ区間制運賃を最高額とする運賃、ただし、光明池・和泉中央間内の区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、20円の加算額を最高額とする運賃に変更する。</p> <p>2. 定期旅客運賃 (1か月)</p> <p>現行運賃を、通勤定期旅客運賃については平均13.3%、通学定期旅客運賃については平均13.6%引き上げた運賃を最高額とする運賃に変更する。</p>

2. 軌道事業の特許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月23日	平10第4003号	株式会社ゆりかもめ	東京都江東区有明2丁目5番地先—東京都江東区豊洲2丁目2番地先 2.8キロメートル

3. 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月14日	平10第5001号	琉球バス株式会社	現行の基準賃率29円60銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、15キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍とし、最低運賃は130円とする。）を、基準賃率31円70銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.65倍とし、最低運賃は140円とする。）に変更する。
	平10第5002号	那覇交通株式会社	1. 那覇市内の特定地帯における路線 現行の190円均一制運賃を、200円均一制運賃に変更する。 2. その他の路線
	平10第5003号	沖縄バス株式会社	現行の基準賃率27円50銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、15キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍とし、最低運賃は130円とする。）を、基準賃率29円70銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.65倍とし、最低運賃は140円とする。）に変更する。
	平10第5004号	西日本鉄道株式会社	現行の基準賃率29円30銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、15キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍とし、最低運賃は130円とする。）を、基準賃率31円40銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.65倍とし、最低運賃は140円とする。）に変更する。
5月26日	平10第5004号	西日本鉄道株式会社	1. 福岡市内の特定路線 現行の1区170円、2区200円の特殊区間制運賃を、1区180円、2区220円の特殊区間制運賃に変更する。 2. 北九州市内の特定路線 現行の半区170円、1区200円、以後1区増すごとに5区まで30円加算、6区以降20円加算の特殊区間

制運賃を、半区180円、1区220円、以後1区増すごとに6区まで30円加算、7区以降20円加算の特殊区間制運賃に変更する。

3. その他の路線

現行の基準賃率31円10銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃150円）を、基準賃率33円80銭に基づく対キロ区間制運賃（最低運賃160円）に変更する。

4. 定期航空運送事業の免許

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月2日	平10第9012号	エア・ニッポン株式会社	申請路線：東京～大館能代
	平10第9013号	エア・ニッポン株式会社	申請路線：札幌～大館能代
4月23日	平10第9014号	全日本空輸株式会社	申請路線：東京～米子
	平10第9015号	全日本空輸株式会社	申請路線：東京～佐賀
	平10第9017号	エア・ニッポン株式会社	申請路線：名古屋～佐賀
5月14日	平10第9018号	日本航空株式会社	申請路線：東京～大連
	平10第9019号	日本航空株式会社	申請路線：東京～青島
	平10第9020号	全日本空輸株式会社	申請路線：大阪～瀋陽
	平10第9021号	全日本空輸株式会社	申請路線：東京～青島
	平10第9022号	全日本空輸株式会社	申請路線：大阪～厦門
5月28日	平10第9023号	株式会社日本エアシステム	申請路線：大阪～佐賀
	平10第9024号	エア・ニッポン株式会社	申請路線：大阪～大館能代
	平10第9025号	エア・ニッポン株式会社	申請路線：大阪～佐賀
	平10第9026号	スカイマークエアラインズ株式会社	申請路線：東京～福岡
6月11日	平10第9028号	日本貨物航空株式会社	申請路線：東京～ロンドン
	平10第9029号	日本貨物航空株式会社	申請路線：アムステルダム～ロンドン
	平10第9030号	日本貨物航空株式会社	申請路線：東京～上海
	平10第9031号	日本貨物航空株式会社	申請路線：大阪～上海

5. 定期航空運送事業の運賃設定認可

〔諮問月日〕	〔事案番号〕	〔申請者〕	〔事案の内容〕
4月23日	平10第9016号	全日本空輸株式会社	1. 区間 東京～佐賀 2. 旅客運賃（税込） 大人 30,284円（最高額） 小児 設定される大人普通運賃（税込）に0.5を乗じた額を端数処理して設定する。
5月28日	平10第9027号	スカイマークエアラインズ株式会社	1. 区間 東京～福岡 2. 旅客運賃（税込） 大人 29,113円を最高限度額として設定する。 小児 設定される大人普通運賃（税込）に0.5を乗じた額を端数処理して設定する。

IV 運輸審議会公聴会

1. 運輸審議会主宰公聴会 記 載 事 項 な し

2. 審理官主宰公聴会 記 載 事 項 な し

V 運輸審議会意見聴取

1. 運輸審議会主宰意見聴取

○ スカイマークエアラインズ株式会社の定期航空運送事業の免許及び運賃設定認可

〔月 日〕	〔氏 名〕	〔職 名〕	〔備 考〕
6 月 30 日	大 河 原 順 一	代表取締役社長	申 請 者
	善 積 義 行	常務取締役	
	金 垣 裕 介	運航整備本部長	
	柳 田 圭 三 郎	運航整備本部副本部長	
	小 林 哲 也	運航整備本部技術部長	
	加 藤 正 三	営業本部運送サービス部マネージャー	
	藤 井 彌 太 郎	慶應義塾大学教授	参 考 人

2. 審理官主宰意見聴取 記 載 事 項 な し

VI 審理報告書

記 載 事 項 な し

Ⅶ 事案処理状況

(平成10年4月1日から
平成10年6月30日まで)

	区 分	海 運	港 湾	港 湾 運 送	鉄 道 1	鉄 道 2	旅 客 自 動 車	貨 物 自 動 車	航 空	郵 便 物 運 送 委 託	行 政 不 服 審 査	計
	軽 微 認 定 事 案 件 数	0	2	0	2	0	1	0	7	0	0	12
	件 名 表 登 載 事 案 件 数	0	0	0	0	2	4	0	20	0	0	26
答 申 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他（意見聴取を行ったものを含む）	0	0	0	0	3	3	0	16	0	0	22
	計	0	0	0	0	3	3	0	16	0	0	22
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	運輸審議会主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審理官主宰公聴会を開催したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	運輸審議会主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	審理官主宰で意見聴取を行ったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

(注) 鉄道1は国鉄民営化に伴う旅客会社、貨物会社
鉄道2は旅客会社貨物会社以外